

平成9年11月26日(水)

昭和59～61年の銀行局行政(1)

(社) 金融財政事情研究会 理事長

元 銀行局長

吉田 正輝 氏

出席者

元 銀行局長

(現 社金融財政事情研究会 理事長)

吉 田 正 輝

財政史編集顧問

山 口 光 秀

協力者

元銀行局 保険部長

(第一生命相互会社 常勤顧問)

加 茂 文 治

元銀行局 調査課長

(電源開発株式会社 常務取締役)

内 田 輝 紀

元銀行局 総務課長

(社団法人地方銀行協会 副会長専務理事)

松 野 允 彦

元銀行局 検査部金融検査官兼指導係長

(銀行局 金融取引監理官)

大 月 洋 一

目 次

	ページ
1. はじめに	1
2. 保険行政	1
(1) 簡易保険関係	1
(2) 自賠償の料率引上げ	3
(3) 保険審議会答申	4
3. 銀行行政	5
(1) 預金金利の自由化	6
① 大口預金	6
② 小口預金	10
(2) 金融業務の自由化・国際化	11
① 短期金融市場と公共債市場の整備拡充	11
② 外銀信託の参入	18
③ 金融証券業務の相互参入	20
(3) 金融に関する内外の提言とその対応	20
(4) 金融自由化の進展とその環境整備	21
① 金融自由化と環境整備	21
② 預金保険制度の拡充	22
③ 経営諸比率指導の強化	25
④ 金融検査事務の充実	26
⑤ 準備預金制度の改正	26
⑥ いわゆる「護送船団方式」について	26
(5) 専門金融機関制度の見直しの検討の開始	27
(6) 各主要国との金融協議	28
(7) 政府金融機関制度改正	29
(8) 機械化・情報化対応問題	30
(9) 個人信用情報の整備	31
(10) 週休2日制の拡大	31
(11) 郵貯・簡保問題	32

1. はじめに

〔吉田〕 私が在任いたしましたのは、昭和59年の6月27日から61年の6月10日でございます。

在任時の次官は、山口顧問でいらっしゃったわけで、ご報告した話が多いかもしれませんが、当時を回顧しながらお話しさせていただきたいと思います。

なにせ10年前のことですので、当時の幹部にはほとんど会い、記憶を確認するのと思ひ出話をしようというようなことで、時間が空いている連中から漸次会い記憶を確認することができたと思います。ただ、この中では検査部長の足立君は、ルーチン以外は特筆すべきことはないと双方で一致しました。安原検査部長のときに平和相互銀行案件がありましたから、正確を期して安原君とは会いました。保険部については、私自身が実は非常に多忙を極めているのに加えて、銀行局長は保険部のことはわりあい保険部長に任せるという習慣になっておりました。当時の保険部長は加茂文治君と関要君で、かなりいろいろなことがありましたが、肝心な時だけ、例えば簡保の局長と最終接衝で是非会ってくれとか、偉い政治家のところに行ってくれとか、保険部長からの要請があるとそういうようなときは私が出ました。そこで、保険部のところは加茂君にお願いしようということで、加茂君に特にお願いしました。関君がちょっと忙しそうだったので、加茂君と関君で協議してくれということでまとめて貰いました。

最初に、加茂元保険部長に保険部のことを話してもらいまして、後で銀行行政をまとめてお話しさせていただければと思います。

2. 保険行政

〔加茂〕 それでは、保険部の関係につきまして簡単にご説明いたします。テーマを絞ってご説明したいと思いますが、3つあるかなと思っておりますが、1番目は簡保の問題、2番目が自賠責の料率引上げの問題、3番目が保険審議会の答申をいただいた、この3つが大きなトピックではないかと思っております。その順序で説明させていただきます。

(1) 簡易保険関係

〔加 茂〕 まず、簡保でございますが、加入限度額の引上げの問題というのがございまして、昭和52年に1,000万円に引上げられるまで毎年のように引上げられてきたわけでございますが、昭和54年になりまして、度重なる限度額の引上げに対して危機感を抱く向きも業界の中に出てきたということで、54年から業界挙げての阻止活動が開始されたということでございます。郵政省も限度額引上げ要求が年を追って激しくなりまして、特に吉田局長1年目でございますけれども、60年度の予算要求時には引上げは阻止いたしました、最後の段階で「簡保事業の実情を踏まえ、成案を得るべく大蔵・郵政両省間で鋭意検討する」ということを自民党から提示されまして、それを受けたわけでございます。

こういう状況がございまして、私が保険部を去りまして、吉田局長の2年目、関部長でございますけれども、そのとき郵政との合意がございまして、それについて説明いたしますが、そういう合意があったということと、また、業界といたしましても、他に多くの行政問題を抱えており、税制問題については簡保と共同歩調を取っていかなければいけないというようなこともございまして、「今後、毎年、簡保・郵政省との争いをくり返していくことは決して得策ではないのではないか」というような判断もございましたし、当時、竹下大蔵大臣でございますけれども、大臣もまた2年間も抑えるというのはどうかなということで、また、党としても収束を図りたいという感じもあったようでございます。

それから、今、申しましたように、業界といたしましても、年金税制の問題でかなり大変な苦労をいたしました。長い闘いで、かなり消耗しており、交換条件によりますけれども、何らかの双方譲り合った形で収拾できればいいなということで、しかも、当分の間、この問題を実質的に凍結したいという気持ちもございまして、行政といたしましてもそういう業界ないし党の意向等を踏まえながら収束いたしました。その内容が61年の金融年報にも（59ページから60ページ）予算折衝の決着ということで入れてあります。

要すれば、「簡保の一部の契約については限度額を引下げる」、一方において「300万円を限度として4か年継続した契約については300万円アップする」ということと、「簡易保険の限度額に関する事項については、消費者物価指数が15%台を超えて上昇する場合には諸般の情勢を踏まえて検討する」、こういう合意になっているわけでございます。「15%台を超えて上昇する」ということについては、両省間の課長同士の合意がございまして、概ね5年程度という合意文書が入っているわけでございます。ちなみに、この問題については大臣折衝はございません。最終的には課長レベルで決着をいたしております。党の方としてもなるべく持ってきてほしくないということでございましたので、そういうこ

とになっております。

(2) 自賠責の料率引上げ

自賠責の問題でございますが、同じく60年版の銀行局金融年報（109ページから112ページまで）に非常によくまとまっております。自賠責につきましては昭和44年に改定いたしまして、保険料を約2倍に上げたようでございます。当時、渡部 信さんが保険部長で大変苦勞されたと聞いておりますけれども、それ以来15年間据え置いてきたわけです。その間に死亡保険金最高限度額等が引上げられたこと、それから、交通事故発生件数が昭和53年から増加に転じてまいりまして、そういうことから53年の契約年度から単年度収支が赤字になって、その赤字幅が年々拡大してきたということでございます。自賠責というのは利益も出さない代わりに損失も出さないということでやってきておりますので、赤字が増えてきたということで料率を上げざるを得ないということで自賠責審議会、吉田太郎先輩が会長をやっておられますけれども、自賠責審議会に諮問いたしまして、料率のアップを、いままでの趨勢を伸ばしていったところ大体純率で49%ぐらいアップする必要があるということでございまして、これを党の方に持って行ったわけでございますが、大変な反発がございまして、自民党の交通部会で相当回数呼ばれて、要するに高すぎると。いろいろな点について精査いたしまして最終的には営業保険料ベースで23%ということで自賠責審議会も通していただき、そして党の方にも納得いただいたわけです。

ちなみに財政部会は1回で通ったわけでございます。党は通ったのですが、これは認可料率ですけれども、国会が開かれますと民社党を中心に猛烈な反対の質問等ございまして、予算委員会の総括質問あるいは、大蔵委員会とか決算委員会とかいろいろな委員会ですいぶん議論されましたが、最終的には了承していただいたということでございます。ただ、自賠責の問題につきましては、86%ぐらいが自由診療になっておりまして、自由診療というのはご承知のように健保の2倍強でございますので、そういう支払いが非常にルーズである、というご指摘を野党の方からも自民党からもいただきまして、そういうこともございましたので、診療報酬基準を改定するということを国会においても約束いたしまして、1年間ぐらいをメドに医師会とやりますという答弁をしたわけでございます。損保業界と日本医師会との間で協議を開始し、最終的には平成元年6月に損害保険業界と日本医師会との間で、中央レベルで合意にいたりました。以後、都道府県レベルで損害保険業界と地元医師会との間でそれぞれ協議が行われておりまして、現在までに33都道府県で実施され

ているわけです。これは、強制的にやりますと独占禁止法違反になるということでございますので、そういう意味で徐々に広げてやっているということでありまして、診療報酬基準が合意出来たことにより、医療費もかなり圧縮されてきました。交通事故件数も減ってきたということもございまして、その後、3回料率を引下げております。（平成3年の4月に8%。平成5年4月に13%、平成9年5月に7.7%）

もう一つ付け加えますと、診療報酬基準改定に加えて、公的な機関が発行する交通事故の証明書を添付することを励行したということもございまして、これらがかなり効果があったかなということもございます。これが自賠償の問題でございます。

(3) 保険審議会答申

保険審議会の答申につきましては、60年銀行局金融年報（107ページから109ページ）によくまとめてありますが、簡単に申しますと、国際化・自由化への移行、高齢化社会への移行、高度情報社会の到来にどう対処していくか、こういう柱を3つ立てまして、そういう新しい事業に対応する保険事業のあり方を検討して、いろいろ提言しているわけですが、ポイントは、従来のように各社があらゆる生命保険商品を品揃えして、すべてのニーズに対応していくことはもう困難だということですから、経営の特色化を図って、それに応じて行政も弾力化をなささい、こういう提言をしているわけでございます。トピックとしては変額保険の問題があったのかなと思っております。

大体以上でございます。

〔吉田〕簡保の限度額引上げについて、今、何年ぶりかというのでお話しになったでしょう。簡保は非常に大変だったと思っているのですけれども、あのときに、簡保は医者が無審査だ、そこを竹下さんが是非わかりやすく言って抑えようじゃないかということが、私の印象にありますけれども。

〔加茂〕ありました。

無審査であるということと、民業補完ではないかということと、これだけ保険が普及していますから、生活保障という意味では民保もあるし、農業共済もあるし、総合してやるべきではないかということをやっといつてきたわけです。

ある意味では不毛な議論を続けてきたわけですが、こういう形で合意できたのは非常によかったと思っております。

〔吉田〕どうもありがとうございました。また思い出したらお話ししていただく

ことにして……。

3. 銀行行政

〔吉田〕 それでは、私の方から主として銀行行政ということでお話しさせていただきますが、メモとして「銀行行政の主要事項」をまとめておりますのでそれに沿って順次お話しさせていただきたいと思います。（メモのカバー目次参照）当時を思い出しますと、1年ごとに局内で十大ニュースというのをまとめさせたのが残っておりますので、それらもだいぶ参考になりました。

今日、出席していただいている松野充彦君が局長1年目の時に銀行課長、2年目は総務課長をやっていたほか、内田輝紀君は調査課長として自由化の中で、預金保険制度の拡充や円建BA市場をはじめとしていろいろやってくれました。当時、非常に重要であったのは、金融制度調査会を動員いたしまして、金融を自由化する場合に、環境整備が非常に重要だということで、金融制度調査会に相当力を入れました。今で言う健全性の維持とか、後ほどご説明させていただきますけれども預金保険機構の拡充とか、要するに自由化だけではだめなのだということで、その場合に一応信用秩序の破綻に備える制度や機能の整備が必要だということでその方面に相当力を入れてもらったわけです。それがその後ずっと引き続いて、今、まさにビッグバンを迎えるわけですが、環境整備は大いに重要でありますので、私のときに2年間いてくれた内田君と松野君には是非とも出てもらいたいということで出席をお願いしました。

現役の中で、大月金融取引管理官には資料調査に協力いただいたこと、現局の人に私がこういう話をしたということ連絡してもらうつもりでご出席をお願いしたわけでございます。

主要事項では預金金利の自由化、金融業務の自由化、金融に関する内外の提言とその対応、金融自由化の進展とその環境整備、専門金融機関制度の見直しの検討の開始、各主要国との金融協議、この辺までのところが一方で自由化を進めながら、片方で国内制度の整備を行うという点の話になると思います。それ以外、政府金融機関制度の改正、機械化・情報化対応、個人信用情報の整備、週休2日制の拡大、郵貯・簡保問題の他、個別の問題がありました。

振り返ってみますと、第1年目が、「金利自由化元年」あるいは「金融自由化元年」と

という言い方をしていたと思うのですけれども、自由化関係と環境整備などについてレールを敷き、第2年目では週休2日制とか郵貯・簡保問題とか、あるいは平和相互等々の個別問題に巻き込まれていったわけです。

金融自由化の話というのは、大場財務官、宮本銀行局長、酒井国際金融局長、吉田総務審議官、次官は松下さんという陣容のときに、ご承知のとおりリーガン大統領がやって来て、中曽根首相に会う一方で11月11日に蔵相ベースということで、竹下・リーガン会談が行われたわけですが、その対応のため私は総務審議官としてとりまとめというような立場にいたわけです。その会談の合意を受けて、第1回日米円・ドル委員会が大場財務官とスプリンケル財務次官で開催された自由化、これは金利の自由化と業務の自由化、及び円の国際化、すなわち、自由化と国際化という課題があったわけです。そのときに省内で非常に議論しておりましたのは、昭和56年の銀行法の大改正と昭和57年の外国為替管理法の改正が行われたばかりで、銀行法の方では自由化という認識があって、金融の自主性ということを書き上げており、57年の外為法は為替管理の原則自由ということになっていました。銀行局の方は、私が就任するまで第1次から第4次まで金融の自由化と弾力化ということで、逐次、その都度、毎年ディスクローズとプレーアップを兼ねて内外に発表を行って来て、どういう足跡で自由化をたどっているかということをはっきりと示してきています。いかにもアメリカに言われたからやる、言うとおりにやってやっているのだということではない、主体的にやっている、そしてやっていくのだということできたのが大蔵省の名において「金融の自由化及び円の国際化の現状と展望」です。これは以後、「展望」というふうに略させていただき、「日米円・ドル委員会作業部会報告書」を以後「報告書」というふうに申し上げますけれども、それを昭和59年5月30日にまとめ上げた後、6月27日に大蔵省幹部異動で山口次官以下の体制となった、こういう形になっているわけです。

ですから、私の仕事というのは、「展望」と「報告書」に書いてある自由化を具体的にどういうふうにやるかということが課せられた形になっていたということだと思います。

(1) 預金金利の自由化

① 大口預金

各論に入らせていただきたいと思います。金融行政の主要事項のうち、まず第1に必要だったのは、預金金利の自由化でありました。たまたま、私が理事長をしている金融財政事情研究会で発行している銀行局年報に出てくる金融自由化の進捗状況資料別表13という

のがありますが、これは実際公表されたものでありますが、それを使って説明致します。
CD（譲渡性預金）が既に昭和54年に導入されていて、当時、5億円以上の譲渡性の預金を自由化した。このときにもう一つ量的に限度を設定した。預金金利の自由化もいいし譲渡性もいいけれども、そういう自由化商品があまり一挙に拡大することはリスクが大きいということで、発行量は各々の自己資本の10%までというようなことが出発点になりました。徳田さんが銀行局長の時導入されたのですが、その金利が市場金利を示しているのではないかと、それを中心とした形で自由化を進めればいいのではないかとということです。米国もその点は気がついたようで、まずCDの限度を緩和しろというのをはじめとして大口預金を自由化したらどうかということをやっていました。

そこで、「展望」と「報告書」におきましては大口預金は両3年に自由化するという方針を明らかにしていたのですが、それを早めに前倒していくという計画を立て、「大口預金金利規制の撤廃」、「MMCの導入」、「CD発行条件の緩和」を行いました。小口については「小口金利預金自由化の検討」ということで、大口預金に引き続いて自由化を推進することとしました。ここでは、そこまではやるよということをあらかじめ約束する、あるいは天下に宣言するというやり方をとった訳です。

その当時、既にもう相当量のCDが出ておりましたし、我々は2つの「コクサイ化」ということを常々言っていたと思います。1つは「大量国債の発行」という「国債化」、内外資金が非常に活発に国境を越えて動き回っているという意味での「国際化」が行われていて、その中で、もう国債の発行金利が自由化されておりますから、短期市場でも国債の期近債などが相当出回っており、CDも動いている、現先取引も行われている、海外CD、CPの販売も行われている、日銀のTBの市中売却なども行われていたもので、それだけ短期金利の大口市場が大きく動いているのであれば、銀行だけが預金金利を規制していても代替してしまってそっちに金が流れてしまうのではないかと認識があり、そういう形で先ず大口から自由化しようと金融界を説得したと記憶しております。

したがって、くり返しになりますがCDの発行条件の緩和ということを発行の期間、最低単位を徐々に拡大していく形で実行しました。これもある程度「報告書」と「展望」で予告をしているのです。ですから、それをいつどういう形で確実にやるか、どういうふうに金融秩序を保ちながらやっていくかということを通達化していくこと、あるいは金融界に説明していくこと、その中でも、大口・小口の預金の自由化に対して中小金融界、農協、信組、信金等はかなり消極的でしたので、その説得を続けることが我々の作業の1つであっ

たと思います。

MMCの創設というのは、いわば定期預金金利の初の弾力化ということで、これは金利完全自由化のCDと規制金利の小口預金の間に位置するという認識がございました。つまり近くCDの発行単位を1億円にもっていくと「展望」と「報告書」で言っていたので、MMCというのは市場金利連動型預金、つまり、自由化されているCDの金利に連動するのですが、発行単位の限度はCDより小さい5,000万円という形で出発させようではないか。しかも、CDと違ってこれは譲渡性はない。譲渡性はないから預金保険と準備預金の両方の対象になるということにしたと思います。

当時の市場の中をみますと、都市銀行、地銀、第二地銀を通じて5,000万円以上の預金が大体自己資本の400%から800%ぐらいありましたので、MMCの発行量の限度はそのあたりを睨んで自己資本の100%までという限度が差当り考えられるが、慎重を期して75%ぐらいかなというような、ここら辺はだいたい腰だめの的だったと思います。MMCの金利につきましては、CDの上限からマイナス0.25のところを上限とする、額面はCDより小さく自由化されているが金利は自由度がより低い商品だからそれより低目という形で考えました。この担当は杉井 孝君にやらせたのですが、なぜ0.25%の数字がということも局議でたずねたのですけれども、杉井君の説明は「そこら辺じゃないでしょうか」と。それで何となく彼の顔を見ていたり、アッハッハということでそういうことかなというようなことだったのですけれども、公定歩合に対して短期政府証券はマイナス0.125%、その倍ぐらいかなとか何とかいうような、わりあい腰だめの要素はあったような記憶があります。これは後に通称“円・ドル委員会”でマルフォード財務次官補が市場金利連動型と言ってなぜ上限を決めるのかというようなことで非常に文句を言っていたが、当方も金利完全自由化のCDよりも小さい単位の預金を自由化するからそうすると説明し続け、すれ違いだったような記憶があります。

ただここでちょっとおもしろかったのは、当時、当時の [REDACTED]、この人はわりあい革新的な人であって、相互銀行を普銀にしたいという希望を非常に持っていたのですけれども、なにせ普銀にしてやろうと思う度ごとに相互銀行では事件を起こすということで、とても世間的には認められないということだったので、この人は自由化派の人で、MMCという商品を作ったらどうかということを国内では民間の中で一番最初に当局に言った人だと思います。しかも、中小金融界から自由化を提唱するのは感心な事だと思いました。

MMCをいざ創設するとなると、今、申し上げたように5000万以上の預金が自己資本の4倍ないし8倍ありましたが発行制限は自己資本の75%で、金融界というのは作る時は嫌だと言っていたのだけれども、作るとその商品は最初に俺にやらせてくれということが多く、事実、この場合も一旦金利が高い商品ができればそっちに金が集まるのは当然でありますから、先にやらせてくれという順番争いになる。ただし、その代わり営業コスト的には大変になるのだけれども。

MMC創設は昭和60年3月と決めましたが、中小は自由化は辛い、しかし、やるとなれば預金が欲しいだろうということ、また、 が積極的だったことも考慮して、当時の相銀の第二地銀と信金以下の中小金融界には3月に発行を認めるといういわゆるご褒美というか、インセンティブを与えて、中小の自由化に対する前向きの姿勢に誘導し、かつご褒美を差し上げるということをやりました。普通銀行は4月になってから解禁ですので、その前に中小は金を集めなさいということで、（当時は預金さえ集まれば儲かる時代ですから）コストはかかるけれども金を集めておいた方が良いという希望を考えて、実施時期を早めた記憶があります。ですから、3月に中小金融機関へ自由化、4月に普通銀行への自由化というのが正確であります。

その次の大口定期預金の自由化ということでございますが、これは「展望」で「2, 3年以内に実現に努める」と確かに言ったことで、これが本当に金利の自由化になるわけです。CDとかMMCというのは何らかの制限を受けているわけですが、大口定期預金は自己資本の何倍とかそういうようなことはやらないということになるわけですから、そこで10億円から始めようということにいたしました。実施は私の就任の半年後のあたりになる60年10月1日からです。アナウンスメントはもっと早くやったわけですが、これは最初は期間1～6か月ものから出発したと思います。発行単位の限度は、10億円を5億円、3億円、1億円と順次引下げということで、61年秋に3億円に、62年の春に1億円にする時には、業界に早く慣れて貰う意味から前広にアナウンスメントをした訳でございます。10億円に決定した理由はまた何だという話になってくるのですが、10億円もやや腰だめと言えは腰だめかもしれないのですが、そのときの説明としては、短期金融市場、先ほど述べましたCDとか現先とか、そういうようなものの実際的な取引単位は10億円ぐらいの単位で行われている例が多く、先ほど申し上げました競合代替関係が既に自由化された短期金融市場であるという意味では、10億円で大口定期預金という自由化商品を導入するのは意味があるなというふうに自ら納得した記憶があります。そんなこ

とで、実際には60年が「金利自由化元年」だということを我々自身は言っていたと思うのです。

② 小口預金

小口預金は「展望」にも「報告書」にも、大口預金をまずやってから引き続き自由化を推進すると書いてありますけれども、それをどういうふうに着地させるかについて議論してもらわなければいけないのではないかということで、局長の私的諮問機関であるいわゆる「金融問題研究会」（金問研）を設置し、貝塚啓明先生に研究会の会長になってもらい、60年10月15日に第1回会合を開きました。大口が60年の10月1日から始まっているわけですから、小口についてはそれに引き続いて第1回会合を開いてもらうということにしました。この時「預金者保護、郵便貯金とのトータル・バランス」というおもしろい言葉ができたのですけれども、「トータル・バランス」というのはいろいろな意味で、税でも元本保証でもあらゆる意味で官業たる郵便貯金は優位にある。一方、郵便貯金は定額預金を持っているが商品性などの条件が縛られているということから、官と民の間の全体の比較として「トータル・バランス」という言葉を考えついたのでありますけれども、これはもしかすると郵政の方から言い出したのかもしれない。

〔 松 野 〕 おっしゃるとおりです。郵政の方で使い出したのです。

〔 山 口 〕 覚書の中で使っていたんだよね。

〔 吉 田 〕 覚書の中で使ったのがすっかり定着しまして、その後にもありますけれども「トータル・バランス」というのが、内外の提言が続々と出てくる中で使われるようなことで、それでは郵政が言うのに一緒に乗ってしまえということで、「トータル・バランスを図ることを前提として」ということでやったと思います。

以上が大口預金金利、小口預金金利の自由化の話であります。また、中小金融機関、農協等との調整の問題もありました。前述の XXXXXXXXXX、信金の大御所の小原鉄五郎さん（全国信用金庫協会会長）、森本 修さん（農林中央公庫理事長）という大物で影響力の強いこの人達の中にある自由化慎重論をなだめたりしつつ是非とも味方にしておく必要があるという認識を強く持っていた。というのは、郵貯に対抗する勢力としては中小機関特に農協があった。これはむしろ山口顧問の方が感覚としてはよくご存じだと思うのですが、私が銀行局の審議官のときの「グリーンカード」論議が大変な頃、山口さんが官房長だったときあたりですけれども、農協を是非とも民間金融勢力の政治勢

力として認識しておかなければならない。いかに理論的な自由化であろうと結局政治の世界になってくるのでということで、こういう方々との意思疎通に相当努力致しました。

(2) 金融業務の自由化・国際化

① 短期金融市場と公共債市場の整備拡充

次が金融業務の自由化・国際化で、これは規制緩和ということになると思います。これは別紙4にあるように「短期金融市場と公共債市場の整備拡充」という発表になりましたが、中味は業際間規制の緩和措置ということになります。

この中には、アメリカが要求してきたもの、「展望」で言ったもの、「報告書」で言ったものが相当あるのでありますけれども、それ以外にも、業際問題というのは、業をまさに「ゴウ」と読んだ方がいいくらいの対立関係が銀行と証券にあった。これは銀行法の後遺症とみるべきか、あるいは自由化が進んでいたからますますそういうことにもなったのだらうと思うのですけれども、それぞれが既得権を守りながら他人の分野に入りたいという形をとってきていた時代であり、取られたくないけれども取りたいという「ゴウ（業）」にも似たようなところがあったかもしれません。多くの問題について、これをどういうふうに解決するか。1つ1つ解決していたら業界に振り回される、あるいは短期的視野でしか解決できないということで、前向きに相互乗り入れをするようにしたいと思っていました。

それから、金融機関による公共債のディーリングの制限ということが、宮本銀行局長時代であります。私は総務審議官として関係したのですが、3人委員会というところで廃止されていたのでありますけれども、これが実際はいくつかの銀行（30ないし34行（庫））でしかできない。しかもディーリングを開始したら、1年間の期近債しかできないという形になっているとか、一方では、証券会社によるCDの取り扱いをやらせてくれというようなこと等双方の要望がいっぱい並んでいたんで、松野君が銀行課長であった時に、松野君が言ったのか、証券局と松野君とが相談したか、私どもは大賛成ということで、はやりの言葉になっているのですが、一つ一つやってもきりがないので全部並べて一緒にやって利害を調整するよりしようかないので「一括処理」という言葉をよく使ったと思います。こころは松野君から説明をしてもらいます。

〔松野〕 忘れてしまいましたね。

〔吉田〕 忘れちゃったかね。

あと、何となく私の感想なのですが、大蔵省の中で銀行局と証券局が対立しているというのはどうもみっともないと痛切に感じておりまして、先ほど申し上げたとおり、銀行局にはいい人材をそろえてもらっていたのですけれども、銀行、証券とはわりあい交流をやっていたんですね。松野君は証券を知っている、大橋君も証券を知ってやってきているということもあったので、実務上も進めやすい状況にあった。その前に、非常に残念なことに、同期生の証券局長の佐藤 徹君がこの人は自由化に前向きだったのですが途中で亡くなってしまうのです、就任半年ぐらいでした。急きょ、岸田君が証券局長、残りの1年半というか、就任したわけですが、私情を入れては問題だが岸田君とは私も仲がいい、彼と喧嘩するのはかなわないなという気もありましたけれども、向こうは業務課長が源氏田君だったと思いますが、松野君と源氏田君でやってくれよ、局長同志仲良くしようじゃないか、その方が下も仲良くやろうとするよと両方のやりとりは下にだいたい任せてやったのです。今思うとケチなような話なのかもしれませんが、省内の対立というより、業界の対立が基本にある訳です。時々次官のところに嘆きに行った思い出があります。

とにかく短期金融市場と公共債市場というのは整備・拡充しなければいけないのだということと、業際間規制の緩和をするということをやろうということでやったわけです。

どうだい、中身を簡単に1つずつ……。

〔 松 野 〕 それでは、60年3月29日付の「公共債市場及び短期金融市場の整備拡充について」の発表文、これは一括処理と言われておりますけれども、ここでは結局6項目をまとめたのです。当時、私はたまたま国債課長から銀行課長になったのですが、当時は、1つはやはり公共債市場の問題であり、大量発行しているのに国債市場がいつまでも大きくならないというか、銀行の力を借りて国債市場を大きくした方がいいじゃないか。窓販というのはもう始めていたわけですが、窓販だけではいかにもあれなので、ディーラーとして入ってくるということで、市場が大きくなれば証券会社も決して損なことにはならないのではないかというのが、証券会社に対する説得内容だったのです。短期金融市場の方も、どうも短期国債を出すという話が借換えの問題と絡んで、どうしても短期国債を出さないと借換えがうまくいきそうもないという、これは国債管理政策の問題ですが、そちらの関係からもやはり短期金融市場をもう少し証券・銀行の両方が入って市場を大きくしてもらわないとまずいのではないかと、私なりにそうした問題意識もちょっとあったわけですが、証券局といろいろ話し合った結果、6項目になりました。このうち最初の3項目は銀行が証券の方に入っていく、後の3項目は証券が金融市場に

入っていくみたいな、これもちょうとバランスを取らないといけないというので、何とか苦心して同じ数だけ項目を集めてならべたというところがあります。先ほど吉田さんからご説明がありましたように、たくさん項目を並べておけば一体どっちが得したのか損したのかよくわからないですし、もともとがどっちが得するか損するというのはやってみなければわからないという問題でもあるわけですし、形式的に数が合っていれば大体バランスが取れているのかなという、そういう印象を与えられるのではないかという感じで6項目を取り上げたわけです。実はそれ以外にもいろいろあったのですけれども、どうしても話が見つからないとか、あるいはバランスがくずれてしまうとかいうので6つに絞ったというふうに記憶しております。6項目について説明しますと、1項目目の「ディーリング認可対象金融機関の範囲は拡大」は、数を増やしていくという話ですので、それほど大したことではないと思うのですが、ただ、金融界はどんどん広がっていきますから、証券界にしてみれば地方銀行に行けば次は、当時まだ相互銀行ですけれども、相互銀行に行き、さらに組合組織までいくのではないかということを当然恐れるわけで、それは当然そういうふうになっていくのはあるいは展望せざるを得なかったわけです。一番もめましたのは、実は2項目の「ディーラー間取次専門機関の整備・拡充」でして、証券界が既に作ってありました日本相互証券というブローカーズ・ブローカー（B. B.）です。短期債券市場でディーリングをするのだから、その仲介業者であるB. B. にも金融機関を入れてくれという話です。B. B. に対しても具体的には出資をするなり、あるいはそこに人を送るといようなことになるわけですが、これに証券界が非常に抵抗いたしまして、一時は第2 B. B.、つまり金融界だけでもう一つブローカーズ・ブローカーを作るといような話が出てきたわけですが、そういうことをしますと、いわば市場が2つできる話になってしまいすし、それは証券局にとっては必ずしもいいことではないのではないかと思いますので、何とか源氏田を説得して、1つにするけれども金融界を入れるということで彼が証券界を説得したようですが、ただ、「支障があれば、その対応策を検討する。」というところは、実はいろいろとありまして、場合によっては第2 B. B. といようなことも考えざるを得ないといような話を金融界はかなりしておりました。3項目目の「ディーリング認可金融機関の取次業者としての先物市場への参加」も実はもめた問題でして、取次業者として入れるかどうかということなのです。金融機関がただ先物市場に自分の売買のために入るといのはしょうがないのかなという感じが証券界では非常に強かったのですが、取次ということになると、証券業の文字通り一番のコアになってくるものですから、

取次をするのだけは絶対困るという話で、非常に強硬に頑張られたということもありまして、一方では金融界は当然取次もやらせてほしいということで、ここはとりあえず取次はしないけれども、今後の検討課題にするというようなことで決着をつけております。ただ、その後もあまり問題になっていないのではないかと思いますのですけれども、結局、金融界も言うことは言うのですけれども、実際に本当に取次をやるのかというと、そんなにやるつもりもなかったのではないかと思いますのです。ただ、感情的な問題で、「取次」という言葉は先ほど申し上げたとおり文字通り証券業のコアですから、そのコアを少しでも崩しておきたいという魂胆と、一方ではコアだから絶対守りたいというのがぶつかってしまったのではないかと思います。

4項目めの「証券会社によるCDの流通取扱い」につきましても、我々は逆に金融界に対して、CDを証券会社に取り扱ってもらえばどんどん消化できるからいいではないか、あるいはレートが安くなるのではないかということを言っていたのですが、金融界の方は、実はこういう論法を展開したのです。つまり、証券会社に銀行のいわば預金、譲渡性はあるにしても、預金の取扱いを認めるというと、証券会社の場合によっては預金のかなりの部分を握られてしまう恐れがある。これは大銀行は「そんなことはないだろう」と言うのですけれども、ただCDというのはかなり大きなロットで取引されますから、例えば証券会社が100億円のCDの話を持ち込んで来たときに、証券会社がレートの折衝を銀行とするのだ、つまり、銀行にとってみれば証券会社とレートを交渉して証券会社の言いなりのレートを出さないと100億円のCDが発行できない。向こうの方がかなり力が強くなってしまうのではないかというようなことを恐れて、非常に難色を示したわけです。しかし、そういうことは非常に極端な話で、そういう極端なことまで心配して議論するのはどうかというのと、それならそもそもCDを出さなければいいではないか、発行者の自由というのはあるので、べつに証券会社が目的だから必ず出さなければいけないというわけではないですかという話をした記憶があります。

ただ、そういうようなことがあるものですから、この項目の後段では、もし、銀行が証券会社に握られてしまうというようなことが起こると見合わせますよということが書いてあるのです。

5項目めの「証券会社による円建BAの流通取扱い」については、私あまり記憶にないので、内田君の方から補足していただければいいのですが、そんなに抵抗が強かったのかどうかというのはあまり印象が残っておりません。

6項目めの「公共債を担保とする極度方式での貸付け」も、これも金融界の抵抗が非常に強くて、端的に言うと、証券会社の融資業務を拡大させるということになるわけですし、証券会社に貸付業務を広げていくというのは非常に困るというような強い抵抗がございました。これは銀行業務のいわばコアということもあるのだらうと思いますが、それ以外に、これも時効だからいいのでしょうかけれども、銀行業界のリーダーの中には「証券会社に貸付業務を認めるというのは非常に危ない」という想いがあった。なぜ危ないかという、山一事件がこの人達の頭の中にありまして、証券会社に融資業務を認めるというのは、彼らはいわば狩猟民族みたいなもので、銀行のような農耕的な発想がないから非常に危ない、コゲついてしまうと色々な問題が起こり得る。「そういうことを大蔵省として本当にやらせていいのですか」というふうな、危機感があったのが鮮明に記憶に残っております。これもしかして、「そんなに大々的にやるということはないでしょう」というような話で、「しかも、公共債を担保にしてやるわけですから、そういう昔の考え方というものとはちょっと違うのではないのでしょうか」というような説得話をしたと思います。

いずれにしても、今から振り返ってみると、最初に申し上げたように国債市場を何とかしなければいけないということから言うと、こういったものをやって少しでも国債市場のプレーヤーが増えていけば、あるいは短期金融市場の問題、これはまた後ほど無担保ローン、コールの話も出そうですが、やはり金融市場、あるいは証券市場の拡大という方向性から言えば、小さいながらも一歩だったなという気がするのです。

〔吉田〕 そうだね。

公共債市場の拡充というのが非常に念頭にあったというのは、松野君が言ったとおりで、一方で6項目めの極度貸付のところで私の頭に残っていることがあります。その前に3人委員会の裁定で銀行の窓販が58年4月に開始されるのです。銀行の窓販というのは当時の国債ブームも背景にあって、相当拡充していた、成功したというか、国債の個人消化に非常に役に立ったわけです。それを見て証券界は、銀行というのは貸し付けて国債を買わせるのではないかと。融資をしながら貸し付けるという有効な手段がある。ということが念頭にあって、証券界でも窓販は銀行と一緒に伸びていったのですが、「俺たちも貸付をやらせてくれ、少なくとも国債の担保で」と言われると、我々としても銀行界としても、公共債の担保ならいいではないか、証券界の言い分を聞いてもいいではないかという気持ちを強くしました。

それから、この背景にはやはりアメリカの注文の影響があったと思います。外銀を入れ

ろ、外銀がディーリングをしたいのだということが1つ。CDの流通取扱いというのは、彼らは外国証券の要望もありましたが、外銀は規制金利の下では金を集めきれないのだ、だからCDだとかインターバンク市場で金を集めて、要するに高い金を借りてきて貸すというのではやりにくいのだというのを、相当マルフォードやスプリンケルにたきつけていたようで、コリドートーク（廊下の立ち話）をやると、ははあ、真意は外銀や外証にたきつけられたのだなあそこら辺にあるのかなという気がいたしました。

もう少し説明させて戴くと、大体公共債市場と短期金融市場の整備・拡充というのは、それぞれの両業界のコアに触れる話でありますから、例えば、今、松野君が説明した中で、証券会社によるCDの流通取扱いなどというのは、証券取引法では読めないのです。兼業承認をして認めるというようなところまで踏み込んでいくことが必要なので、なるべく両業界の得失にはふれずに、業際問題については、当局の関心はひたすら短期金融と公共債市場の拡充が目的と説明しました。両業界とも非常に神経質になったので、銀行法の改正のときの妙な二の舞いはやりたくないという気持ちが私には非常に強くて、次官にはそういう悩みを時々言って、相当悲壮な気持ちでやっていたような気が致します。今になれば、どうしてこんなことで苦労したのだろうと笑い話になるんだけれども。

円建てBA市場というのも、結局、アメリカが相当力を入れてきたのは、要するに貿易手形の円建てのものを銀行が引き受けて、それを銀行が外に売り出すという形にすれば、円建ての貿易などが伸びてくるし、短期金融市場も伸びるという発想だったと思います。ですから、これに非常に力を入れて、内田君なんかすごいエネルギーを費やした。だけど、開けてみたら何のことはない、誰も使わないと。

〔内田〕 それでは、簡単に説明させていただきます。

円建てBA市場の創設というのは、かねてから産業界を中心にこういうものを発行させてくれという話があったのです。

〔吉田〕 通産が後ろにいたんだな。

〔内田〕 そうです。

これが本当に具体的になりましたのは、まさに円・ドル委員会で、アメリカサイドが短期金融市場の整備をしろ、それとともに円の国際化を図れ、この要望があったわけです。つまり、向こうの感じというのは、日本の経済力が強いのにどうしてそれが金融に反映しないのだ、どうもそこは断ち切られているのは金融市場の規制が強すぎるからだ、短期市場の規制を緩和してくれ、こういう新しい手段をどんどん導入していくことが金融市場の

自由化につながるという発想が強くて、特にアメリカの要望が強くて、これをしようということになったのですが、一方、国内では懸念する向きがありましたのは、いわゆるコマーシャル・ペーパーの解禁につながってはかなわないという危惧を持つ向きが結構多くて、この円建てBAというのはあくまでも為替手形で、BAを発行する場合に必ずその背景となる実体的な貿易取引でなければいけない、しかも期限はかなり短期のものに限る、ということで規制がかかった。

もう一つ、先ほど松野さんが触れられた証券と金融界とのいわゆる一括処理の中でこれが挙がって、いろいろ物議をかもしましたのは、要するに銀行界はこれは少なくとも為替手形だ、これは証券が扱うのはおかしい、手形というのは金融機関が本来業務として取り扱うものだ、証券会社に扱わせることは基本的にまかりならんという話があって、しかし、かなり限定的なものですから、最終的には円建てBA市場のスタートは60年6月だったわけですが、証券界を入れるにしても1年ぐらい後ということで、正確に言いますと市場がスタートしましたのが60年6月ですから、10か月遅れて入るのならいいということで決着させたという事情がございました。

〔吉田〕　そういうことで次に「インターバンク市場の自由化に対する日銀のスタンス」に移りますが、短期金融市場の中でインターバンクについても自由化しなければいけないのではないかとということもアメリカが早くも気がついてまして、短資業者というブローカーがインターバンクの中にいて、なぜブローカーを通さなければいけないのだ、日銀がブローカーを使って短期金融市場の金利誘導を行っているのではないかとという疑いが強かった。我々もインターバンクというのは一番玄人ではないか、バンクがやるのだから、玄人同士の取引で最も自由化になじむはずで、最も自己責任の世界だということで相当日本銀行に要望したわけです。しかし、一応日銀の分野だということで、日銀の企画局長に出てもらいながら、日銀は政府でないからいわば大蔵省が取り次ぎして日銀に対し要請する、日銀はそれを承ってやるというようなことで、無担コールの導入を行いました。日銀としてはああいうインターバンク市場の代表的商品であるコールは日銀の金融政策の有効性を是非とも確保する必要から、あまり手をつけてもらいたくないという気持ちが相当にじみ出ていました。結局、こういう短期金融市場の整備・拡充ということで、大体、今あるものは一括処理できたという情勢を受けまして、一斉にMMCの取扱いが昭和60年3月から、3月29日に、今、松野君が言った両局発表による「公共債市場、短期市場の整備拡充」及び「金融界における規制緩和事項」の発表、4月1日には全国銀行がMMCの取扱

を開始し、CD発行単位も下げた。

6月1日には円建てBA市場発足、公共債のフルディーリングを開始した。後者は、期近債しかディーリングをやってはいけないというのをフルディーリングができるようになった。証券会社はCDの流通取扱い、これをやっていったというようなことになると思っています。当時の感覚で言うと、相当な範囲でかなり迫力のある業務の拡大、自由化が行われたと思います。

② 外銀信託の参入

〔吉田〕 次に、外銀信託の参入の問題に移ります。外銀の信託の参入については前任の宮本局長以来の大問題があったのです。これも当時の感覚です。

というのは、内国民待遇ということで、外銀についてはその頃は自由化、どんどん参入していいということなのですが、外国では信託の分離なんていうのはやってないのです。このため、信託分野だけは進出はだめということでしたので、内国民待遇を信託銀行分野にも及ぼしてほしいという要求が強かった。その前に、野村や何かそういう案を考えていたようなことがあり、ここは前局長あたりが非常に苦労したのだと思うのですが、結局、8行までは外銀に認可するという国内の信託銀行の同意を取りつけてあったわけです。8行というのは日本の信託銀行の数で、最大国内の数以上にはしないという最大の譲歩と業界は思っていました。私が就任して59年12月に、どういうものであれば参入できるという資格の公表を行いました。ただし8行だけ。

この参入資格の細かい基準は60年版の金融年報に出っていますが（別紙5）、いざ、資格を公表して受付てみますと、たくさん来ると思ったら1行だけ上廻って9行の銀行がやって来た。参入基準の中に信託との合併を認めるということでしたので、例えば三井信託、三菱信託などと仲の良い外国の銀行がそれぞれ信託に参入したいということを打診してきて、沢山出て来ると思ったら蓋を開けてみたら9行しか出てこなかった。非常にたくさん出るとアメリカも思い、英国も思っていました。もう既に日英協議が始まってましたけれども、リトラーというのが英国の大蔵次官で信託参入に非常に熱心で沢山来ると思ったら、9行しか来ない。米・英・スイスの9行しか出てこなかった。

1行落ちるということになると、今度またその1行のことが非常に心配になるのか、相当政治的にいろいろな動きがあったと思います。覚えているのは、

、総司令部にいて日本の銀行業に理解を示したということ、我々の先輩で覚えて

いる人などを、ケミカルバンクが動員して頼んでくるとか、スイス筋も言ってくる、そんなことがあって、ところで英国も投資顧問業にも非常に関心を示していることでも明らか
なとおり、年金に目をつけて、日本の年金は非常に伸びる、年金運用ということで信託業
界に目をつけて後に投資顧問にも目をつけるわけですけども、要請が強い。天下に最高
8行だと公表したけれども、実際9行の中で1行だけ落とすのは容易ではない。中で相談
してみても、松野君だったと思うのですけれども、「局長、いっそのこと、全部入れちゃい
ますか」、「そうするか」ということになった。それではということで

という実力信託銀
行で非常にまとめやすい状態にあったので、私と松野君が行って、中身は言いませんけれ
ども、どこかの信託が落ちることになるとまずい、実際にそう思いましたので、「ま
ずいじゃないか」ということを言った。は直ちにに電話するということで納
得してくれて、こうしたいと竹下さんのところに行ったわけであります。竹下さんもこれ
にはずいぶん苦勞していたというか、よく知って覚えていたようですから、一番抵抗して
いた銀行局が全行実施するというので相当びっくりされましたけれども、日米の円ドル委
員会のフォローアップが近づいてきているということもあって、その当時は土曜日働いて
ましたけれども、土曜日に別紙5のように9行全員合格ということを発表したわけです。
翌日、日米協議を控えている中でお土産という形に結果的にはなったのですけれども、竹
下さんもわりあい楽になられたのではないかな。

これは信託業界にとっては驚天動地みたいだったようですけども、これは私と松野く
んと一緒に行って説明して納得してもらった。今でもは感謝しています。
松野さん補足して下さい。

〔 松 野 〕 これは、日本では大和銀行を入れても8行なのです。合併でもいいし、
業務提携でもいいけれども、まあ、大和銀行はやらないだろうから、少なくとも7つは来
る可能性はあるというふうに読んで、当時は担当補佐が加藤治彦君でしたけれども、8つ
書いておけば絶対大丈夫だということで発表すべく走って書いたのですが、資料(別紙5)
で見ただけですように、三井信託に至っては3つと提携してしまって、こういうよう
なちょっと予想もしない事態が生じ、最大限8行というのを公表していながら9行認めた。
ただ、このときは確かには、もし8行に絞ったら第2次募集をしなければいけな
いかもしれない、それを考えれば、ここで9行認めておけばおそらく第2次をやらなくて
すむのではないかなというようなことを言った記憶があります。案の定、その後起こらなかつ

た。

〔吉田〕 これも相当汗をかいたような感じがいたします。

③ 金融・証券業務の相互参入

〔吉田〕 次は、金融・証券業務の相互参入ですが、先ほどの一括規制緩和ということについては、銀行界は相当証券界に譲った感じを持っていましたこともあって、その埋め合わせと言ってはおかしいのだけれども、別に証券業とは関係なく銀行局の中で時代の流れに沿いながら何か事業分野の拡大ができないものかなということで、一括処理と別に自由化を考えた。CDの流通取扱いについて証券業者に兼業承認をやるなら、投資顧問というのはまだその頃は法制化されてませんけれども、行く末は関連会社にしていいよというようなことをやった。

それから、一般銀行の社債発行は、これは興・長銀が非常に反対する話なのですが、転換社債を外貨建てで外に出すのは結構だ、それは海外転社になるわけなのですが、それを付録で一括処理と一緒に発表しております。それは別途銀行局だけでできる話ですから、腹を固めて銀行局内の業際問題、これを片づけるということで興銀あたりは抵抗したと思いますけれども、転換社債で出した金は融資などには使わない、設備投資だけに使うという条件を付して、相互参入の補足をしたということになります。

(3) 金融に関する内外の提言とその対応

〔吉田〕 金融に関する内外の提言とその対応は、沢山出てきた、次から次へと出てきたのをまとめたいい表が年報に出しております（別紙2）。

要するに中曽根内閣の大きな課題は、日米協調ということとその中でも経常黒字の解消。経常黒字を解消するためには内需を拡大せよというアメリカの要望。経済は59年、60年を通じてほぼ順調と言えるのではないかと。外需による成長要因もだいぶ抑えてきていて内需依存型の成長で順調なのなのですが、なお、彼らはドル独歩高の中で日本の金融の自由化と内需拡大ということを迫る。一方で、中曽根内閣としては行財政改革ということが1つの大きな目玉になっていましたけれどもそれを同時に視野に入れて、答申、報告書が次から次へと出ました。自由化・国際化をにらみ、アメリカもにらみ、国内もにらむという形で、こういうものが次から次へと出る。行革審答申「行財政改革の基本方向」が61年6月10日に出され、これが1つの最終仕上げだったと思いますけれども、これができたところ

ろで私を含めた大蔵省の異動が行われたというのは、やはり関係があったのかどうか、そこら辺はよくわかりませんが、その程度のことでとどめたいと思います。

(4) 金融自由化の進展とその環境整備

① 金融自由化と環境整備

〔吉田〕 これまでのことに関連しまして、当時、非常に力を入れましたのが金融自由化の進展とその環境整備ということであります。60年6月12日大橋審議官談話の際の配付資料がございますが、銀行局長というのは地銀協にひと月に1回行って行政の説明をやるのですけれども、都合がつかないときは審議官に行ってもらうのですが、大橋君が銀行局最後のときの配付資料で「金融自由化の進展との環境整備」というペーパーがあります（別紙6-2）。第1の1「金融自由化の進展と金融環境の変化」ということで、金融の環境が変化した。第1の2「金融自由化の今後の課題」では、預金金利大口と小口の説明をしています。それから制度問題についての説明。

第2は、健全経営の確保と信用秩序の維持ですが、自由化が進むそれにつけても健全経営を確保して信用秩序を維持しなければいけない。1. 経営諸比率指導については健全性確保のための自己資本比率指導の強化ということで、これは現在の早期是正措置まで続く経営諸比率指導であります。2. 金融機関検査等は、人を増やしてくれ、機械化を行ってくれということ。3. 金融機関の健全性とディスクロージャー。これは自己責任の世界になってくるといことはあるのだけれども、金融機関の健全性とディスクロージャーというのはいままで営業の中身をディスクロージャーするということに重点を当てていたけれども、今度はディスクロージャーも健全性の方に中味の重点を移してほしい。4. 合併・業務提携。そのためには合併・業務提携も辞さない。

第3が金融機関の経営危機と信用秩序の維持ということで、1. 相互援助制度の今後のあり方。私、信金などは今でもこれでもっていると思うのですけれども、信用秩序の維持をまず業界内部で片づけなければいけない。その後でどうしても難しい場合は、2. 預金保険制度でカバーする、その機能の整備・拡充が必要なのだとということで結んで、この預金保険制度というものがついこの間まで生きていて、私も兵庫銀行をお預りしましたけれども、実はこれで預金保護をカバーし営業譲渡を行わせてもらったという、自分で汗をかいたもので自分の後始末に使う何か縁があったなと思っております。

自由化をやりながら環境整備をやる必要があるということなのですから、預金保険

制度等を中心にしまして非常に苦勞してくれました内田君に来てもらっておりますので、ちょっと話をしてもらえるとありがたいと思います。

② 預金保険制度の拡充

〔内田〕 金融自由化が進展してくれば、当然、金融機関の経営は自己責任だということで、まず、金融機関が経営の健全性を維持することをしてほしいということで、経営諸比率指導云々というのを掲げたわけですが、と同時に、金融機関の経営の健全性を維持してもらっても、金融環境の変化によって金融機関の経営が危機に陥ることが当然あるだろう。そのときの金融機関の救済はあくまで自助努力だ。ただし、それが預金者保護に遺漏が生じて、その結果、信用秩序の維持がぐらついては困るということで、金融機関の救済と預金者保護とは別に考えるということで、預金保険機構の整備・拡充を打ち出したわけです。

具体的には、保険限度額の引上げ、保険料率の引上げ、日銀借入限度額の引上げ、機能の多様化等々という項目を掲げたわけですが、各項目で、まず金融制度調査会でいろいろ議論がございまして、保険限度額を300万円、これは昭和49年に300万円にしたのですが、これを1,000万円程度まで引上げようという提案をいたしました。これは、当時の環境からしますと、それまでの預金保険制度の基本的考え方の300万円というのは、大衆預金者の保護、小口預金者の保護だという趣旨であったわけでありますが、しかし、金融機関の破綻、取付け騒ぎとか何とかということで起こっている過去の例からみますと、預金者が預金保険制度によって1,000万円ぐらいいまで何があろうと保証されるのだということであれば、心理的な安心感を与えるのではないか。これを具体的に発動することは、当時はそんなにはないと思いましたがけれども、これで預金者に安心感を与えるということで相当程度大幅に引上げることが必要なと考えたのです。当時の関係者はほとんど反対でございまして、いわゆるこんなに保険限度額を引上げてしまったら、金融機関の経営者はいわゆるモラルハザード、経営に全く緩みが生じてしまうということで、業界はもちろん反対、学者先生、館先生まで反対であったという経緯がございました。業界の反対は特に都市銀行とかがそうでございましたが、保険限度額というよりも、保険限度額を300万円から1,000万円まで上げると保険料が大幅に上がるだろう、自分たちの負担が従来よりはるかに上がる、しかも安全な金融機関ほど保険料をたくさん納めなければいけないというのはおかしい、そういう本音がございまして反対があったわけでございます。しかし、この際、まさ

に金融の自由化に向かっていくと同時に環境を整備するためには1,000万円ぐらいは必要だということで、これを「1,000万円程度まで」と答申に書き込んだわけでございます。ただし、確かに300万円から1,000万円に上げますと、いままでのいわゆる小口預金者の保護ということとはちょっと合わないなということになりました。

〔吉田〕 300万円はマル優限度になっているわけですね。

〔内田〕 マル優に合わせて小口と言っていたわけです。ところがマル優が依然として当時300万円でしたけれども1,000万円とではギャップが生じてしまう。確かに趣旨が変貌するということがあったものですから、答申の中にも、今後の預金保険の趣旨は、保険限度額1,000万円を入れた場合には、小口預金者の保護ではなくて一般預金者、預金者一般に対する保護だという趣旨に変わるということをあえて明記したわけです。

〔吉田〕 それを補足しますと、当時の調査の資料が残っているのですけれども、300万円だと実際には銀行の8割の個人預金をカバーするのです。1,000万円に上げたって大口預金というのは少ない、カバーする部分は1割しか増えない。だから、そういう数字なんかも見せて、実際にはそう影響するわけではないので、300万円から1,000万円というのは心理的な防波堤として非常に安心感を与えるということをしたと思うのです。

〔内田〕 そういうことでございまして、金融界は当時は、大幅引上げはいいけれども答申の中に具体的な金額は書き込まないでくれ、「相当程度引上げる」ということで法律のときにまた議論したらいいではないかという声もあったのですが、1回逃すとこれはまた一からやり直したなということもあったものですから答申の中にあえて書き込んだという経緯がございまして、それが保険限度額でございまして。

保険料率でございまして、今はずいぶん引上がって7倍とか8倍に上がっておりますが、当時は保険料率は数年前に10万分の6から10万分の8に上げたばかりでございました。そういうこともありまして、保険限度額を上げるとともに保険料率も大幅に引上げる必要があるかなという感じが強くいたしました。当時で預金保険の残高が確か60年3月末で2,160億円であったと思いますが、これはアメリカなどと比較いたしますと、アメリカの預金保険の残高は150億ドルを超えている、当時のレートを200円ぐらいとして計算しますと3兆円ぐらいだったと思います。それに比べると2,000億円というのはちょっと小さい、金融機関がちょっとおかしくなると1回で終わり、足りないということもございましたものですから、預金保険の勘定の残高を増やさなければいけないと思ひまして、とりあえず「当面」と書きましたけれども、当面、1兆円ぐらいに上げたいと思ったわけでござい

す。

まず、それに向かって「倍」と思ったのですが、金融界の反対が相当強うございまして、預金残高の何パーセントという形になりますから、安全な大金融機関ほどたくさん金を納めなければならない保険なんていうのはおかしいという反論がございまして、いろいろ関係者、金融界と水面下でやりまして、じゃあ、5割程度ということで10万分の8から10万分の12ということで当面の引上げとしては書き込んだわけでございます。当時、アメリカの預金保険の料率が12分の1%、つまり、10万分の83ということでアメリカの方が10倍ぐらい高かったということでございます。現在の保険料率がちょうどそのぐらいになっております。

しかし、大きな金融機関の負担が大きいということもございまして、本来の政策としては異なるのですが、そのコンペンセーションということではありませんけれども、業界の負担を少しでも軽減するという観点からも準備預金制度を改正して、それまでの残高ベース、一定の金融機関が一定の資金量、例えば2兆5,000億円の預金高を超えますと一律に残高から、根っこから当時で1.75と掲げておりましたのを、超過累進準備率という制度を導入いたしまして、根っこからではなくて増分のところだけ高くするという制度も可能にしたという経緯もございました。これが保険料率でございます。

日銀借入限度でございますが、これも究極には保険料で賄うにしても、当面の緊急の事態に際しては保険料で集めた金では足りない場合も当然想定されますから、日銀借入限度額を引上げる必要がある。当時は、日銀借入限度額500億円で、これもちょっと淋しいなということで、日銀と相談しまして10倍、当面5,000億円ぐらいということで引上げをさせていただいたわけでございます。日銀借入は政令でございました。一方で民間借入もできるようにしておこう。これは法律マターでございまして、これも整備したわけでございます。

〔吉田〕 日銀から借りても民間から返せるとか、そういう感じもあってそういうことを決めた訳です。

〔内田〕 そうでございます。究極的には日銀から借りても最終的には保険料から返す。したがってその意味でも民間から借りる形にしておいてもいいではないか。民間借入も保険料で返すという発想であったわけでございます。

それから、機能の多様化でございます。それまではいわゆるペイオフ、金融機関が破綻した場合、従来でございますと1預金者300万円まで保証するという制度でございました。

が、これもアメリカの制度にならいますと、ペイオフばかりがすべてではないだろうということで、先ほど吉田局長が申し上げましたように、合併等に伴う資金援助と銀行を解散しないでそのまま生きたまま再建させて、それに預金保険機構から金を出してやるということで金融機関を復活させる。それまでは金融機関の救済はなくて預金者の保護、信用秩序の維持ということにつながる体制であるということで、制度の多様化、発動形式の多様化を図ったということでございます。

これについては、こういうことをやると、また保険料がいっぱい上がって金がいるのではないかという金融機関の危惧もございましたので、実際、ペイオフに比べてそんなに特別必ずしも大幅にいるわけではないという一文書も入れたわけでございます。これはその後の検討課題ではあったわけでございます。

預金保険機構の改正に当たりましては、アメリカの制度を基本にしたものの、アメリカと基本的に違うのは、日本の場合には預金保険機構には検査権もない、行政権限もない。それをアメリカの制度にならった場合にどういうふうに調和するのだということが問題でございましたが、したがって、日本の場合には預金保険機構と行政という局である大蔵大臣、その関係をどうするかというのを十分検討する必要がある。緊密な関係を保つことが必要だということで、これは法律の中に、翌年の改正のときに、資金援助等に伴う合併等に当たっては、そういう資金援助を行うことが本当に適当であるかどうか、「大蔵大臣の適格性の認定、あるいは斡旋」という文言を法律の改正のときに入れたわけでございます。

③ 経営諸比率指導の強化（別紙6）

〔吉田〕 その次の経営諸比率の指導の強化というのは、健全性確保のもう一つの柱で、そのために自己資本の充実がこの中で一番中心だったのですけれども、自己資本比率を、国内業務の4%を基準にしよう、海外に支店を有しているようなものは6%にしようということを導入して、通達を出しております。

ただ、当時の情勢では、4%というのは中小にとっては非常に難しい宿題でありましたから、65年度までに4%にする。海外に支店を有するものは62年度から6%にするということで、これを通達で出したのが局長を辞める直前の61年5月23日で、藤原銀行課長のときなのですけれども、これはちょっと玄人的な話になるのです。与信の集中回避は銀行法でも大口融資は決まっているのですけれども、通達で融資そのものに限らず保証だ何かも入れたらというのが大体基準になるというような形にしました。これは遵守ということ

ではないのですけれども、この程度が基準だよということを示したものです。

また、オフバランス取引というのが当時からもう出だしてきまして、債券の現先とか着地取引という妙な取引などがはったり、先物取引が非常に出てきたので、将来のリスク回避にはなるのだけれども、投機的目的とか利益操作みたいなものをしてはいけないということで、オフバランスについて、報告は徴求するということをやったわけでごす。ディスクロージャーの充実については先ほど申し上げたとおり、営業活動ではなくて健全性の維持の観点からやってほしいというようなことをやったわけであります。

④ 金融検査事務の充実

それから、検査事務についてはもうどうしても機械化しないといけない状態にありましたが、検査部は金がないということで、もうそろそろコンピュータでどんどん処理して、刻々金融機関の経営状況の把握というか、検査結果をインプットしておかなければいけない。ここら辺はそろそろ日銀の考査と併せてもいいではないかということで、こっちには金はないけれども日銀は金があって機械化出来る。日銀と機械化を提携しよう。これは安原検査部長に日銀とひとつやれと命じました。これは日銀も賛成してくれて、資料の交換や、我々の検査内容をインプットしてもらうようなことをやったわけであります。

⑤ 準備預金制度の改正

準備預金制度の改正は、内田君が言ったとおりで、いわば都銀等に対しては過重負担の不公平、これはいわば超過累進準備率の導入ということになるのですけれども、根っこからやるのではないということにした。これがいわば金融自由化の進展とその環境整備ということで、これをやった。

⑥ いわゆる「護送船団方式」について

今回口述するにあたり、ここに居並ぶ当時の課長連や、審議官全部に面接したわけですが、是非ともここを言ってほしい、その当時から自由化についてはこれだけ環境整備を図っていて、それが最近まで機能していたはずであり、決して護送船団を考えていたわけではないということを、是非とも強調しておいていただきたいというのが、全幹部の私に対する要望でございます。

要するに護送船団ということではなくて、システムは護送するけれども、しかしダメなも

のはダメということで、メモにも国会答弁で自然淘汰論と書いておきましたが、銀行局の統一答弁として、自由化とは何か、倒れる金融機関があったらどうするのだということについては、競争の激化によって「経営格差が生ずることはやむを得ません。自然淘汰もやむを得ない」ということが、当時の統一国会答弁になっております。それがずっと続いていたと思われるので、今言われています「護送船団だったじゃないか」とかということはないか、と、期せずして全幹部からも要望がありましたので申し上げておきます。

(5) 専門金融機関制度の見直しの検討の開始

〔吉田〕これは、金制の答申にあたり、もう日本の金融制度の特色である専門金融機関制度はそう何時までももたないなという認識がありました。自由化が進めば信託分離、長短分離もしかり、中小金融専門機関、外為専門とか、そういうことがなかなか難しいということで、これは早晩検討していく必要がありました。これに対して、長期信用銀行、信託銀行を中心として専門金融機関制度を遵守したいという気持ちが強かった。これは自由化が進展すれば自然に見直しも進んでいくわけであります。金制答申では「今後の検討課題」と言っているのですけれども、就任1年2か月ぐらいたった60年の9月26日に、金制の答申を受け取った段階で業界根回しをして、制度問題研究会を金制の小委で決定してもらったわけでございます（別紙7）。そのときには、昭和62年中を目途に問題点を整理するという事になった。その他に行革審がありますけれども、そこにも規制緩和分科会というのがあって、中曽根さんと仲が良かった元日銀理事の中川幸治さんが主査で、この人も相当専門金融機関制度を問題にしている、60年の7月22日には規制緩和分科会で、こっちも打ち上げて結構ですということで、制度問題を中長期課題だということを言っている。

一方、前川レポートというのはいずれ経済構造調整推進要綱というものになるのですけれども、61年5月1日に同じようなことを中長期課題と言っているのも62年を目途にということになります。しかし、この研究を始めること自体、興銀を中心とした反対が非常に強くて、何とか土俵に引っ張り出すということで、銀行課長や総務課長は、当時興銀の担当常務の岡部進さんの説得をやっていたのですが、最後に、私が、頭取の中村金夫さんのところに行って、とにかくこういうふうに行革審答申とか何かにも出てくるわけで、検討しないわけにはいかない時代なのだと相当議論し説得に努め、とにかく学識者だけで業界

の利害を超越して専門金融機関制度の問題点整理をやることにした。

後に、平澤君に局長事務を引継ぎしたわけですが、たくさんしゃべればこんなことがいっぱいあるわけですが、そのときに、私が「問題としては専門金融機関制度の見直しだけは残したけれども、あとの問題は大体ルールは敷いたつもりだ。この難問だけが残っていて、申し訳ないけれどもこれを引き継ぐ」ということを言った記憶があります。

(6) 各主要国との金融協議

〔吉田〕これは日米はご承知のとおり非常に難航を極めたのですが、英国もわりあい大変だと思っています。要するに英国は金融機関の証券業免許、証券に相当関心があったと思います。東証会員権を開放してくれとか、債券先物取引に日本の銀行が入っているのだったら特別会員資格を与えろとか、投資顧問業というのは先ほど申し上げたとおり、年金に非常に関心を持っていたので、投資顧問業の法制化とかというような要求でした。一方、日本の方は、今、撤退しているのですが、当時はワッシュ、ワッシュと海外に出ている時代ですから、地銀などもどんどん支店を作る、これがよかったかどうか分かりませんがそれを早く取ってやりたいという気持があった。海外業務で英国でもアメリカを抜いてしまう。量で言うのはおかしい話ですが、金融大国になっていた感じでありますので、そういうことを主張していったわけです。

彼ら、特にドイツとか英国が一様に言っていたのはインターバンク市場の自由化ということでした。というのは、日本の銀行は規制金利で安く集めて貸す、俺たちはインターバンク市場でやるのだからそこを自由化しろということが外銀の非常に大きな要求でありました。詳しく言うといろいろありますけれども、米・英・独・仏・伊・ECというふうにそういうことで各国との協議を始めていったということです。

もう一つ非常に言われましたのは透明性です、トランスパレンシー (transparency)。米国を中心にして日本の行政指導というのは非常にわかりにくいということなのです。何かやっているのではないか。何もやっているわけではない。銀行協会というところに通達をして、そこでは局長も行って、ひと月に1回説明をしているので、どうか協会に入ってもらえないか。外銀は全部で80行ぐらいもあったと思うのだけれども、来ないので、1人ずつ外銀係が教えていくのなんていうのはとても大変だ、協会に入ってもらえるとそこで説明できる。嫌ならせめて外銀協会を作って入ってほしいということをしたのです。

が、彼らは米国とドイツは仲が悪い、英国と仲が悪い。協会ができるかどうかわかりませんが、協会を作ってくださいということで、同時通訳をやっていたら、「協会」のことを同時通訳が「境界」ボーダーラインと訳してまして、向こうの顔がどうも変だと思っていたら、そんな笑い話になって、ますます境界を作って差別するのかねという顔をしていた記憶があります。

(7) 政府金融機関制度改正

〔吉田〕 これは輸開銀・商中・農中法の改正ということで、簡単に言えば、これはいいことだったか悪いことだったかわかりませんが、私が総務審議官であった時代に各種の経済対策等を講じていた認識から申し上げますと、経済対策には必ず政府金融機関を動員するではないかということと、長期信用銀行に対しては、「あなたたちは何か期間損益ばかり追うようになってしまったね。要するに長期投資という観点とか、日本国とかいう観点はなくなってきている限りは政府機関というのは必要なのだ。」と時々申上げました。第8次か9次ぐらいまで次々と経済対策をやっていたのですけれども、その中で政府機関が相当使われる。それはそれで政府金融機関というのは補完機能としては大切な面があるということを言っていました。たまたま予算的要請があり、それは輸開銀の法定準備金というのがありますが、当時、1000分の7が法定準備金として見立ててだいたまっている。財源が要するという財政確保の観点から、これを4年間だけ暫定的に1000分の5にする措置をやったのだけれども、これが時間切れになり1000分の7に戻ってしまうと財源確保ということからもちっとどうするかという問題がありました。その当時、たまたま開銀がかねてより出資機能を拡充したい。それは民間が出ない技術開発とか都市開発とかエネルギー利用などで出資金機能を追加整備したい、融資についても技術開発分野にも伸ばしたい。これはリスクはあり、かつ低収益であるという点で民間にはとてもできない分野ではないか、そこをやらせてほしい。それはそうかなということもあって、開銀に、その代わりということもないけれども、民間だって1000分の7なんて法定出資準備金なんてない、当時、民間の貸倒引当金が1000分の3だったと思いますけれども、それでいいのではなかろうかということで、1000分の3にして貰うと1年間では開銀で213億円ということになった。

開銀がやるにあたっては、輸銀の方も同じように法定準備金を出すという問題があるので、輸銀の方には別途保証機能、民間金融機関が海外に直接貸付するときの保証機能など

をつけてやるということで、海外投融资を盛んにする意味で政府の補完機能を輸銀が持ってもいいのではないかとすることはやるけれども、法定準備金は1000分の3にしてほしいということをや請しました。開銀は未来のため出資の希望がかなうならと非常に歓迎しておりましたが輸銀の方は保証機能ぐらいではという気持ちもあったのです。結局、その両方をやることにしましたが、当時、NTT株式の売却益の産投に1、国債整理基金に2というような分け方のスキームがあって、それを財源にたまたま郵政と通産が産業技術研究促進センターに出資したい、開銀もこの際出資機能が付くならそれをやりたいという希望を持つということで、非常に各省予算の関連があったと思います。

もう一つは、輸銀の方で言うと、輸銀が民間金融機関の対外直接貸付に保証機能をつけるということは、輸出保険の権限に入ってくるということで、通商産業省では今申上げた産業技術研究促進を進めたいという産政局（福川局長）と、輸出保険に切り込まれるのは辛い貿易局（村岡局長）が非常に内部で対立した。そこで、確か予算編成の最後までに解決しなければいけないということで、銀行局と貿易局でお互いに虎の門を行ったり来たりして片づけた記憶がございます。そうなりますと予算内示のぎりぎりまで難航し、産投会計の予算や何か全部に関係していて、折衝は、私、大橋審議官、藤原特金課長というラインでやるわけでございますけれども、貿易局長が非常に困惑しまして首をすぐには振らない。そこで予算の内示が止まった、これが解決しないとだめだということで、ようやく10数時間の会議で解決したら、山口次官と西垣官房長が次官室で待っていて、解決したか、それではいよいよ内示開始というようなことで、霞が関の全予算を止めて待っていただいていた記憶があります。非常に印象的な問題であったと思います。

(8) 機械化・情報化対応問題

〔吉田〕 これは金融情報システムセンターを作ってやるのだということであったのですけれども、日銀・都銀がかなり嫌がっていた。これは大蔵省が決済システムそのものの運用も大蔵省関係法人がやりかねないなという懸念だったのですが、当時、三菱銀行世田谷の機械センターが燃えて、三菱のCDが止まってしまう、世間への影響も大きいということがあって、三菱全銀協会長等に金融情報システムの安全確保が大切でひいては信用秩序を守るのが目的であり、システム機械が動かなくなったら困るではないか、それに対応するためのシステムのセキュリティ確保をやるのだと説得に努めた。日経がまた非常に妨害した。金融情報システムセンターを作ってクイック情報みたいなことを始めるので

はないかという懸念で反対しました。そもそも金融情報システムセンターを作ろうとしたのは、銀行局のあれだけの陣容で、これだけ進んで行くコンピュータのシステムを全部フォローするなんていうのはとても調査課の中でやりきれん話ではないという認識があり、これは機械化問題懇談会を宮本局長のときにやっていた。秋山昌廣調査課長が非常に一生懸命やってくれて、そのあとは私が局長の時の内田調査課長が非常に苦勞していただいたわけですが、これを作った。宮本さんから引き継いだ時も、これを引き継ぐ時、秋山君も省外に出るというので、これだけは聞いておいてくれというので就任早々に勉強したのであります。

最初に私がやったのは59年11月の設立認可ですけれども、60年2月のご披露の日が、佐々木直さんに理事長になってもらっていたわけですが、竹下蔵相の創政会のちょうど旗揚げの日になった。我々はそれを知らない、なぜ大臣がいつまでもセンターの披露に居られるのかなと思っていたのですけれども、要するに新聞記者をまいているには一番いいところだと思ってパーティーにいつまでもおられたような記憶があります。後になって、旗上げを夜やるためにおられたのかなというような感じがしました。

(9) 個人情報情報の整備

〔吉田〕 当時、内需拡大と絡んで消費者金融をどんどん拡充して個人消費を促進してほしい、そんなことがいいかどうか分かりませんが、そういうことが政策的課題になっていた。一方で過剰貸付とか多重債務者問題、貸し倒れリスクとかいろいろあるので、こういうふうに全部が一斉に個人消費を始めてくるについては、プライバシーの保護が重点だということで、多重債務で借りるのはいいけれども、目的外貸しをしてはいけないとか、本人が申し出るときにはデータを変えなければいけないとか、そういうようなことで中小金融課が相当精力的にこれをやって、今、3つの情報機関（全銀協、全情連、日本割賦協会）との間の情報交流ということが、いまだに銀行局の1つの大きな課題になっているのではないかと思います。

〔大月〕 ブラック情報の方はやっていますけれども、ホワイト情報の方はまだできていない。

〔吉田〕 この問題は意外と、個人消費を盛んにするためには大切だと思います。

(10) 週休2日制の拡大

〔吉田〕これは、担当は当時杉井企画官にやらせたのであります。当時は、ひと月に第2土曜日を休日として2年経過した後に第4土曜日も休日とするのですけれども、郵政が第2土曜日に機械稼働だけはやりたい。機械稼働というのはCDを動かしてキャッシュが出るということにしたいということですが、これをやると信金まではいいのだけれども、農協、信組、労働金庫などすべてがCDが十分にできてないのです。郵政は国民のためにCDを動かす。それは理屈として正しいのでしょうけれども、中小金融機関はそんなサービスはできない、郵政だけ点数稼ぎをしてシェアを増やすという問題があって、非常に手こずった問題です。4省会議（労働、農林、郵政、大蔵）でやって調整するのですけれども、60年2月の3連休のときに郵政が強行してしまった。一方、消費者からは土曜の稼働は便利であることは疑いを容れない。そこで全銀協等を中心に検討してもらって、中小、農協等の人たちを説得しながら、せめて60年の9月にはCDを稼働させようではないかということで、60年9月の3連休のときにCD稼働を試験的にやる。61年8月、私がやめた直後に金融機関は全部土曜日稼働に拡大するということが可能になったと思います。個人消費の喚起を通じて内需を拡大するということでも、遊んで金を出させて消費を促進しようそうして内需を拡大しよう、こういう政策が当時の課題だったと思います。

(II) 郵貯・簡保問題

〔吉田〕郵貯懇と3大臣合意というのがありました。ここは56年8月に、有沢広己さんに議長になっていただいて、郵貯懇というのができて、預貯金金利決定を一元化しようということになった。つまり、郵貯が民間の金利変更の後からずっとおくれについてくるのは経済政策上もまずいよという認識を打出した。それを受けて大蔵大臣と郵政大臣と官房長官の3大臣が合意して、民間預金を変更したときには郵便貯金金利も整合性を重んじて機動的に対処するという合意が56年9月にできたわけです。その背景は、郵便貯金が民間金利に追随する、つまり、金融政策として官業と民業が整合性を保つようにする意見が、相当強くなってきていたのですが、それを受けて58年3月14日に郵貯に関する臨調審の答申がございます。これもものの本を見れば出ているのだと思いますが、定額貯金の商品性を見直しとか、マル優の300万円の据置きとか、郵貯資金を統合運用させる。我々にとってもう一つ大切だったのは、預貯金金利の一元的決定ということを答申しました。こういう事がありまして、61年に入りまして4回にわたって公定歩合を連続的に引下げまし

た。景気は非常に順調に拡大していたのですけれども、61年に入るとややかげりを見せるということで5%の公定歩合を4回にわたって0.5%ずつ引下げた。これは窓口は杉井君が担当ですけれども、このときにやっと官民共々同時同率の引下げが実現するのです。これは4回にわたって郵政はついてこざるを得なくなってくるというようなことで、非常にうれしかったと思います。

さはさりながら、片方で61年度、つまり60年12月の予算要求では、分離運用を3兆5,000億円やりたいとか、マル優限度300万円を500万円にしたいとか、国債の販売を再開したいとか、先ほど加茂君が言いました、簡保を1,000万円から2,000万円に上げたいとか、積立金の運用範囲を拡大したいとか、こういうことで相当の要求をしてきて、このときに官業肥大化反対ということで、農協を中心に、全銀協、中小金融機関が一致して郵貯の肥大化反対決起集会などを行った。60年末の郵貯の個人預金は100兆円を突破して、個人預貯金の3割という状態であったわけです。しかし、一方では喧嘩だけが能ではない、何とか郵政とうまくやろうというので、これは竹下大臣や、両方の次官にも出てもらって両省の間でニコニコ会なんていうのをしょっちゅうやっては郵貯と仲良くしよう、意志疎通を図ろうということをやっていました。

また、吉田会というのは、これは実は料理屋の名前が「吉田」というのでたまたまなったのですけれども、当時の郵貯局長と日銀の深井さんと、ときどき飯を食って、なるべく無駄な喧嘩はやめようということでやっていた記憶があります。負い目を負わないということで勘定は持ちまわりでした。

いみじくも61年6月10日の行革審答申「今後における行財政改革の基本方向」のなかで、郵貯金利については、3大臣合意もあり、機動的弾力的に決定する、というようなことになったと思います。

こちら辺が郵貯と民間の関係の行革審答申ができたということで、以後、このルールがずっとその後も作動していくのだと思いますが、ずっとその後この枠でいって、平澤君、土田君という形でやっていくくれたと思っております。

申し訳ありません、この辺で終わらせていただきます。

〔 山 口 〕 貴重な話だから、もう一ぺん続きをやりましょう。

〔 吉 田 〕 平和相互のところなんかになると、例えば中平君なんか出たいと言ってたんだけれども、今日はどうしても出られないと。出たいというか連れてきた方がいいと思うものですから……。

〔 山 口 〕 中平君は……。

〔 吉 田 〕 元中小金融課長なのです。あと今日来てほしかったのは藤原君ですけども、藤原君のところはヒアリング終わりました。経営諸比率指導とか、元特金課長の藤原君なんかの思い出を語らせしめれば、通産省と厳しい話し合いをしたというようなこともありました。後の物語になるのですけれども、政府金融機関の法律というのは、どうも銀行局は億劫な面があります。法律改正が億劫だということより政府機関をいじると民間銀行が文句を言うことが多いからです。それをあまりくじけないでやったような記憶があります。相当部内でも議論するのですけれども言いたいだけ議論してもらって、一晚預からせてくれと呼吸をおいて、頭を冷やただけで翌日、改正を決断したと言うと、みんな喜んで積極的について来てくれました。

〔 山 口 〕 あの時、輸銀は大倉さんだろ？

〔 吉 田 〕 大倉さんです。

開銀の吉瀬さんは、よし、やってくれるかというような、メリットも大きいのですが金を出すのも、いいよ、いいよ、というようなことなののですけれども、大倉さんは、開銀のは230億円、それより67億円で少ないのですけれども、輸銀の方が。だけど、そんなことでいじられてたまるかということなんですから、実は輸開銀法の改正をなぜ銀行局が嫌がったか、あるいは大蔵省としてヘジテイトしたかというのは、輸開銀の方にも理由があるのです。肩ごし検査（輸開銀だけではなくその貸付相手も直接検査すること）の導入の是非をめぐって積極的な野党に対して私契約への介入に疑問をもつ当方の間に微妙な問題があったと思います。これは激烈を極めた。

〔 山 口 〕 直接借り手のところに検査を入れるという話だね。

〔 吉 田 〕 それが決算委員会や何かで非常に苦労する話。

〔 山 口 〕 日向特金課長あたりからだな……。

〔 吉 田 〕 以来の宿題で日向君が苦労をします……。

輸開銀法をいじったら、いわゆる肩ごし検査の問題になるということもたまらないということが輸開銀法の背景にあったと思うのです。

〔 山 口 〕 貴重な時間をありがとうございました。

——以 上——